



天満労働基準監督署発表
平成 29 年 4 月 20 日

労働基準法違反の疑いで書類送検 (定期賃金を支払わなかった疑い)

平成 29 年 4 月 20 日、天満労働基準監督署（署長 三浦一志）は、下記のとおり N・G・U 株式会社及び同社の取締役を労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

(1) N・G・U 株式会社

本社所在地 大阪府大阪市中央区道頓堀

事業内容 美容業、不動産業

(2) 同社取締役 A

2 違反条文等

労働基準法違反

同法第 24 条

同法第 120 条（罰則）

同法第 121 条（両罰）

3 事件の概要

N・G・U 株式会社の取締役 A は、同社の労務関係を統括する者であるが、労働者 1 名に対する平成 28 年 5 月 1 日から同 31 日までの賃金総額 314,422 円を、所定賃金支払日である同年 6 月 15 日に支払わなかったものである。

4 参考事項

適用法条文は、別紙のとおり。

労働基準法

(賃金の支払)

第二十四条 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

第二百二十条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項、第二十二條第一項から第三項まで、第二十三条から第二十七条まで、第三十二条の二第二項(第三十二条の四第四項及び第三十二条の五第三項において準用する場合を含む。)、第三十二条の五第二項、第三十三条第一項ただし書、第三十八条の二第三項(第三十八条の三第二項において準用する場合を含む。)、第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十八条、第八十九条、第九十条第一項、第九十一条、第九十五条第一項若しくは第二項、第九十六条の二第一項、第二百五条(第百条第三項において準用する場合を含む。)又は第百六条から第百九条までの規定に違反した者
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)

第二百二十一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

2 (略)